

平成25年度に実施した監査の結果を公表します。

大村市監査委員 高木邦彦
大村市監査委員 伊川京子

全般的に概ね適正に処理されていると認められましたが、一部に不適正な処理や改善を要する事項が見受けられたので、その状況を記載します。

◎財務事務監査

実施期間 平成25年9月24日～12月24日
監査方法 平成25年度の財務事務の執行状況について、関係書類や帳簿を抽出審査し、関係職員から事情を聴取して監査を実施
・**監査結果**【該当課】
▼措置内容の順に掲載

【契約事務】

- ・契約書に日付がない。【長寿介護課】
- ・20万円以下の業務の基本決裁に1者見積りとする適用条項を記載していない。

【観光振興課】

- ・契約書に市長印などの押印がない。【河川公園課、水道局】

▼是正した。

- ・契約書の取り交わしを遅延し、3回に分けて支払う委託料の支払金額を契約書に定めていない。そのため、請求書の日付と金額を空欄で提出する旨の依頼文書を発している。【子育て推進課】

- ・一括発注できる工事や業務を分割発注している。【道路課、水道局】
- ・契約書に支払時期を定めていない。【河川公園課】

▼今後は適正に処理する。

- ・実施要綱に定めた申請書などが提出されていない。【障害福祉課】

▼要綱改正を行う。

【補助金など】

- ・交付申請時に提出された書類の金額を鉛筆書きで修正している。また、実績報告時に再び修正前の金額を記入しているものや減免額を0円と記入しているものがある。【子育て推進課】
- ・交付申請書の申請額が空欄や鉛筆書きとなっている。また、市税の納付状況確認の有無欄にチェックがない。【水道局】

▼是正した。

【収入事務】

- ・計画変更承認申請書を受付処理しておらず、変更(減額)交付決定をしていない。また、実績報告書が提出されておらず、額の確定をしないまま戻入命令書の決裁を受けて処理している。【福祉総務課】
- ・実績報告書が提出される前に交付確定の決裁を行っている。【国保けんこう課】

- ・申請提出依頼の通知を行う前に交付決定の決裁を行っている。【国保けんこう課】
- ・交付申請書や実績報告書が提出期限までに提出されていない。【国保けんこう課、障害福祉課、商工振興課、観光振興課】

- ・実績報告書が年度末までに提出されておらず、年度内に履行確認が行われていない。【国保けんこう課、障害福祉課】

- ・交付申請書に添付された事業計画書が交付要綱で定めた様式と異なり、事業の期間等が明記されていないにもかかわらず、交付決定している。【商工振興課】

▼今後は適正に処理する。

【商工振興課】

- ・書類が所在不明となっているものがある。

▼違うフォルダに保管していた。今後は適正に処理する。

- ・要綱の制定及び旧要綱の廃止手続きが完了しないまま事業を行っている。【障害福祉課】

▼要項改正を行う。

【収入事務】

- ・施設入場料減免申請書を減免対象人数と減免額が空欄のまま受け付け、決裁を受けている。【観光振興課】
- ・簡易水道事業の収納簿に収納済印がない。【水道局】

▼是正した。

- ・収納した現金を数週間以上まとめて払い込んでいる。【福祉総務課、観光振興課】
- ・4月1日付で使用許可している行政財産使用料の納入通知書を7月に発行している。【福祉総務課】
- ・納入通知書や返納通知書に納期限を記載していない。【保護課、観光振興課、水道局】

- ・納入通知書に発行日を記載していない。【長寿介護課】

- ・納期限の設定が規定どおりに行われていない。【子ども家庭課、道路課】
- ・1か月分を括して行う事後調定について、毎月の調定を怠っていたり、調定日を月末日付としていない。【観光振興課、都市計画課】
- ・占用期間が1年以内のものや、1年を超えるものの初年度分は許可の際に徴収するとなっているが、規定どおり行われていない。【道路課】

【道路課】

- ・通常の調定は収納に先立ってしなければならないが、9月に処理している。【道路課】
- ・1か月分を括事後調定する場合は、会計管理者への通知を翌月10日までに行わなければならないが、その通知が遅延している。【道路課、河川公園課】

- ・領収済通知書の領収日付印の欄外に領収印を押印している。【河川公園課】
- ・占用料の過年度分未納に対する督促状を発していない。また、平成23年度に過年度分の繰越調定が行われていない。【河川公園課】

▼今後は適正に処理する。

【専決】

- ・課長の旅行命令(依頼)書・支出負担行為決議書に専決者である部長の決裁がない。【建築住宅課】

▼是正した。

【その他】

- ・介護保険居宅介護住宅改修費支給申請書の改修費用等が鉛筆書きされている。【長寿介護課】
- ・施設使用許可申請書について、前月の許可書と内容が同一の誤った許可書を送付している。【河川公園課】

▼是正した。

- ・訪問看護の保護変更申請書(疾病届)が、要保護者、その扶養義務者またはその他の同居の親族ではなく、訪問看護ステーションから提出されている。また、病状、理由の記載がない。【保護課】

- ①通院証明書が通院した月の翌月10日までに提出されていない。②通院した日に医療機関の押印がなく、日付を丸で囲んでいる。③証明日の記載がない。④通院した日の合計日数の記載がない。【保護課】
- ・業務委託の実績報告書の提出依頼を、事業年度経過後に行っている。【水道局】
- ・行政財産使用料を誤っている。【水道局】
- ▼今後は適正に処理する。
- ・行政財産使用許可(時使用)について、許可条件である使用完了届が提出されていない。また、使用完了届を供覧していない。【水道局】
- ・占用許可申請(継続)未更新者への対応について、処理経過を記録していない。【水道局】

▼是正した。

- ・未納者への対応について、平成24年度末(決

算前)に通知を行った後、訪問や電話連絡等を実施していない。【水道局】

▼訪問や電話連絡などを行い早急に納付させる。

【監査結果の報告】

監査の結果に関する報告を議長および市長に提出するとともに、意見を提出しました。

【意見】

今回の監査においても、契約事務をはじめ、補助金交付事務、収入事務など財務事務全般に適正を欠くものが数多く見受けられ、その内容はこれまでも繰り返し指摘・指導してきている基本的事項にかかっているものであった。

これは、根拠法令等を十分に理解していないこと、決裁権者の確認行為が疎かになっていること、前例踏襲の事務処理が行われていること、異動に伴う引継ぎが十分に行われていないことなどがもたらした結果であると考えられる。

この要因を解消することにより、単純な間違いは防止できるものと思われる。特にこれまで繰り返し指摘・指導を受けたものについては、マニュアルを作成するなど改善に向けた層の取り組みに努められたい。

また、事務管理体制の強化に加えて、職員一人ひとりが高いレベルの注意力と責任感のもとに個々の事務処理を執行するよう強く要望する。

◎財政援助団体等監査

実施期間

2月3日～24日

監査方法

当該協会の事業運営がその補助目的に沿って行われているか、平成24・25年度の出納その他の事務の執行が、協会の規程などに基づき適正に行われているかについて、関係書類の部を抽出して調査し、また、担当職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

実施団体
社団法人大村市観光コンベンション協会

【監査結果】

- ・一般会計正味財産増減計算書の経常費用計、当期経常増減額及び当期般正味財産増減額が正しく記載されていない。

▼今後は適正に処理する。

- ・契約書に相手方の押印がない。
- ▼是正した。

- ・着地型観光推進事業のモーターツアー実施の補助交付事務が適正に行われていない。
- ①補助金申請書に日付がない。また、交付決定の決裁がない。▼是正した。
- ②交付対象者や補助金の基準額等の定めがなく、補助金交付要綱等の整備が必要である。▼補助金の交付に関する規定を整備する。

◎工事監査

実施期間

1月22日～2月26日

監査対象工事(金額は当初請負金額)

【道路課】

- ・富の原鬼橋線道路改良工事(その1)
76,650,000円

株式会社エムケン

【建築住宅課】

- ・(仮称)本町アパート市民交流プラザ新築工事
1,162,035,000円

青木あすなろ・岡山・谷野建設工事共同

企業体

監査方法

公益社団法人大阪技術振興協会へ業務委託し、書類審査や現場調査を実施した。

【監査結果】

委託先からの工事技術調査結果報告書によれば、関係書類は十分整理され、現場も整然と監理・監督され、総じて概ね良好であるとの評価が得られている。一方で、安全管理体制、工程遅延などについて、指導的な意見が記載されているので、よく内容を確認されたうえで竣工までの工事に活かされたい。

※紙面の都合により、要約内容を掲載しています。全文は、市ホームページで閲覧できます。 ■監査委員事務局(内線345)